

土木工事（維持）特記仕様書（令和8年2月10日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

7. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記1～6のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によらなければならない。

ただし、本工事はマニュアルに明記されている兼務件数に含めないものとする。

（工事完成図書等の納品【受注者希望型】）【変更】

1-1-1-28 工事完成図書等の納品

2. 電子納品

本工事は、電子納品の対象外とする。ただし、受注者が希望する場合は、監督員と協議のうえ、電子納品の対象とすることができる。

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（工事成績評定の対象）

- 第3条** 本工事は、工事成績評定要領の対象外工事とする。

（1日未満で完了する作業の積算）

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」という。）

は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1～I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を

行うことができる。

- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第5条 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点状の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、本工事において仮設トイレの洋式化を希望する場合は、次のURLにある「建設現場における仮設トイレの運用指針（案）」を適用することができる。

建設現場における仮設トイレの運用指針（案）

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7241684/>

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

(情報共有システム活用工事【受注者希望型】)

- 第 10 条** 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

(週休 2 日の対応)

- 第 11 条** 本工事は、「週休 2 日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づく「週休 2 日確保工事」及び「週休 2 日交替制工事」の対象外工事であり、「月単位の週休 2 日」や「完全週休 2 日」に係る経費の負担は行わない。
- ただし、実施要領第 2 条（1）イ①に規定する「通期の週休 2 日」は実施するものとし、工事完了時に週休 2 日の達成状況が確認できる書類を提出するものとする。

(本工事の特記仕様事項)

- 第 12 条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(安全教育等)

本業務の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 本業務内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本業務における災害対策訓練
- ⑤ 本業務現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全衛生教育として必要な事項

- 2 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。

(業務実施時期等)

本業務の実施時期及び実施箇所は、監督員と協議して定めるものとする。

(交通誘導警備員等)

交通誘導警備員とは、警備業法第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことである。

- 2 受注者は「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、設計変更までに監督員へ 1 部提出しなければならない。
- 3 交通誘導警備業務を第三者に請け負わせる場合の業務の再委託承諾申請は、省略を可能とする。

(施工管理等)

受注者は、作業が完了したときは、その箇所の図面を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

- 2 作業量を出来高<寸法>管理することが困難な場合（点在している雑木類の処理等）は、実績日報・写真（別紙－1、2、3）により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。
- 3 業務写真については、次の項目に留意すること。
 - ① 同じ箇所、同じ方向から撮影するものとし、作業前・作業中・完了時を対比させて添付すること。
 - ② 業務看板、保安施設及び交通誘導員の配置状況についても、撮影すること。
- 4 撮影頻度、撮影項目等については、契約締結後に監督員と協議すること。
- 5 各回における作業の完了時には、監督員の検査立会を受けること。

（その他）

除草及び河道掘削については、施工後に繁茂及び堆砂等が生じた箇所の検査については、監督員が検査前に出来形確認を行っている部分に限り、出来形確認記録を当該検査の対象とし、再施工義務の対象外とする。

- 2 不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うものとする。
- 3 その他、本特記仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

徳島県美馬県土整備事務所 河川・砂防担当 宛

実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務内容	
現場責任者	

労務実績	作業員種別		合計実働時間	合計	備考
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
		合計	0.0 h	0.000 人	
作業機械実績	作業機械名	規格	合計実働時間	合計	備考
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
		合計	0.00 h	0.000 日	
その他材料	名称	規格	数量	備考	

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

徳島県美馬県土整備事務所 河川・砂防担当 宛

実績日報

作業日	
作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備考
労務実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		小計		0.0 h	0.000 人		
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備考
作業機械実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		小計		0.0 h	0.000 人		
その他材料	名称	規格等		数量	備考		
		小計					

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実績日報写真

作業日：令和 年 月 日（ ）

労務実績写真	
<div data-bbox="387 456 839 694" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"><h2>集合写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

作業機械実績	
<div data-bbox="387 1032 839 1270" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"><h2>集合写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

その他材料写真	
<div data-bbox="387 1619 839 1856" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"><h2>その他材料写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：